

国民健康保険

平成30年12月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。

◎一般被保険者

【診療件数】2万3823件

【診療費】5億8942万7498円（前年度比102・3%）▼1件あたりの金額Ⅱ2万4742円

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告（3月報）。詳しくは保険年金課☎470・7733へ。

◎退職被保険者

【診療件数】101件

【診療費】183万4330円（前年度比19・3%）▼1件あたりの金額Ⅱ1万8162円

※詳しくは保険年金課☎470・7733へ。

私立幼稚園などに通園する園児の保護者の方へ

補助金申請のご案内

幼児を私立幼稚園など（学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設）に通園させている保護者を対象に、「私立幼稚園等就園奨励費補助金」および「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付します。

【交付対象】市内に住民登録を有する3歳～5歳（平成25年4月2日～28年4月1日生まれ）の幼児を私立幼稚園などに通園させている保護者。または幼児が満3歳に達した時点で、翌年度の4月を待たずに私立幼稚園などに入園させている保護者。ただし、子ども・子育て支援新制度に移行した園に通園している児童のうち、1号認定児童は保護者補助金のみが対象、2号認定児童はいずれの補助金も対象になりません。また、プレ保育も対象になりません。

【申請方法】幼稚園などを通じて配布する「東久留米市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付申請書兼園児保護者補助金交付申請書」に必要事項を記入の上、幼稚園などへ提出してください。

※今年度は、10月から実施される国の「幼児教育無償化」に伴う制度改正により、4月～9月分と10月～3月分での補助の金額などが異なります。4月～9月の交付金額などについては、申請書と同時に配布する案内文または市ホームページをご覧ください。10月以降の補助については、今後広報紙や市ホームページなどでお知らせします。

詳しくは子育て支援課保育・幼稚園係☎470・7745へ。

東久留米市
プレミアム付商品券事業を実施します

消費税率の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的として、プレミアム付商品券事業を実施することとなりました。対象者は、1冊4千円で5千円分（額面500円券×10枚綴り）のプレミアム付商品券を最大5冊まで購入し、市内等のプレミアム付商品券事業の登録店で使用することができます。

詳細は、広報7月15日号特集号や市ホームページなどで順次お知らせしていきます。

事業の概要は次の通りです。

【対象者の主な要件】①平成31年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養家族、生活保護被保護者等を除く）②平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

【商品券の購入方法】①に該当する可能性がある方には7月中旬以降に申請書を送付します。その後、申請に基づき審査を行い、対象と判定された場合には9月以降に、順に商品券の購入引換券を送付します。②に該当する方には、9月以降（令和元年8月以降に生まれた子の分は10月以降）に、順に商品券の購入引換券を送付します

【注意】プレミアム付商品券事業に関連した特殊詐欺や個人情報等の詐取にご注意ください。自宅や職場などに市や国の職員などを騙った電話がかかってくるたり、郵便が届いたら、迷わず市役所や警察署警察相談専用電話☎9110にご連絡ください

詳しくは総務課プレミアム付商品券事業担当☎470・1078へ。

納税にご協力を

7月1日（月）は、市民税・都民税第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局・コンビニでお納めください）

詳しくは納税課☎470・7729へ。

さいわい福祉センター（機能回復訓練）の利用者を募集します

【利用期間】初回利用から6カ月間

【内容】運動療法個別指導（家族も含む）▼補装具（車いす、下肢装具、つえなど）の製作・修理の相談、使用練習▼整形外科医師相談

【対象】次の①～③のすべてに該当する方①市内在住で15歳～64歳の方②介護保険サービス（477・2750）へ。去費用を差し引き算出の引き渡しとなります

【可き渡し形態】現状有姿での引き渡しとなります

必要書類などの詳細は、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）に、ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）で配布する案内書をご覧ください。市ホームページからも取得できます。

詳しくは同課☎473・2117へ。

ごみ集積所跡地の売却について

家庭ごみの全品戸別収集に伴い、使用しなくなったごみ集積所の跡地を、隣接する土地を所有している方へ売却しています。

【売却対象者】購入を希望する跡地に隣接する土地の所有者

【売却価格】固定資産税路線価を基礎とし、狭小性に応じた減価率を乗じ、工作物の撤去費用を差し引き算出の引き渡しとなります

必要書類などの詳細は、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）に、ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）で配布する案内書をご覧ください。市ホームページからも取得できます。

詳しくは同課☎473・2117へ。



市長 並木克巳

ライジングサン

6月に入り梅雨のシーズンとなりました。昨年は梅雨に入ってから雨は少なく、あっという間に梅雨明けしてしましました。逆にその後、雨が続き、全国的には大雨の被害が発生しています。毎年のように何かしらの記録を更新するような状況です。

今年大型連休中には多摩地域で、ひょうの被害に遭ったところがありました。不思議なことに局地的な被害となり、狭いエリアで明暗が分かれたようです。私にはこうした原因はよく分かりませんが、今までの認識では理解しがたい現象が起こりうるのかもしれないかもしれません。

市では梅雨シーズン前の5月25日に総合水防訓練を開催し、多くの市民や関係者の皆様にご参加いただきました。

災害はいつ起こるか分かりません。そのため、市民の皆さんも日ごろから家庭内などでの災害への備えが大切です。家族や親族との連絡体制など確認できていますか。皆さんはどんな状況になったら避難されますか。市のハザードマップをご覧ください。こうしたことはあります。いざというときのために、安全に避難できるルートや場所を、家族みんなで確認しておいてください。10月に滝山公園で総合防災訓練を開催する予定です。市の実施する訓練や地域で行う訓練などに、ぜひ参加してください。洪水ハザードマップや防災マップなどは市ホームページなどでご紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

後期高齢者医療制度
ジェネリック医薬品差額通知書を送付します

ジェネリック医薬品（※）に切り替えることで、薬代の自己負担額がいくらか軽減できるかを試算した「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。切り替えの参考にしてください。

【送付時期】6月下旬と12月中旬

【通知対象】生活習慣病などの医薬品が処方されている方で、薬代が一定金額以上軽減されると見込まれる後期高齢者医療制度の被保険者

（※ジェネリック医薬品Ⅱ一般的に低価格でありながら、新薬（先発医薬品）と同一の有効成分を含み、同等の効き目がある」と国に認められている後発医薬品

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合

詳しくは同通知書に記載のサポートデスクまたは保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

【注意】技術料や管理料などによっては、自己負担の総額が軽減できない場合があります。▼ジェネリック医薬品がない場合や処方されない場合があります▼切り替えの際は、主治医や薬剤師と十分に相談してください

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合

詳しくは同通知書に記載のサポートデスクまたは保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

指定収集袋の減免（無償交付）を行っています

家庭ごみの有料化に際して、している世帯▼身体障害者手帳1・2級の者が属する非課税世帯▼愛の手帳1・2度の者が属する非課税世帯▼精神障害者保健福祉手帳1級の者が属する非課税世帯▼児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯（児童手当とは異なります）▼高齢福祉年金受給世帯（老齢基礎年金とは異なります）

なお、今年度分（10月～2年9月）の交付は9月中旬以降に行います。

詳しくは、ごみ対策課☎473・2117へ。